◇戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（法律第一二号）（厚生労働省）

1　目的

この法律は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者（今次の大戦の結果、昭和二〇年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。）の遺骨であって、未収容又は未送還のものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいうこととした。（第二条関係）

3　国の責務等

㈠　戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する国の責務を規定することとした。（第三条第一項関係）

㈡　平成二八年度から平成三六年度までの間を戦没者の遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることとした。（第三条第二項関係）

㈢　厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとすることとした。（第三条第三項関係）

4　財政上の措置等

政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第四条関係）

5　基本計画

政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定しなければならないこととした。（第五条関係）

6　情報収集及び分析

国は、国内外の施設等の文献の調査等に必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第六条関係）

7　関係国の政府等の理解と協力

国は、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならないこととした。（第七条関係）

8　戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施

国は、地域の状況に応じた計画的かつ効果的な遺骨収集を実施するものとすることとした。（第八条関係）

9　鑑定等の体制整備

国は、遺骨の鑑定及び遺留品の分析の体制整備等の必要な措置を講ずるものとすることとした。（第九条関係）

10　指定法人

戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とし、情報収集、遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定することができることとした。（第一〇条及び第一一条関係）

11　厚生労働省設置法の一部改正

戦没者の遺骨の収集等を厚生労働省の所掌事務として法律上明確にすることとした。（附則第二項関係）

12　この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令（政令第八五号）（外務省）

1　子女教育手当に係る自己負担額を改定することとした。（第三条関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

3　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

4　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第八六号）（農林水産省）

一　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法施行令の一部改正関係

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）が毎事業年度において国庫に納付すべき額に関する規定を削ることとした。（第一条関係）

二　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係

研究機構等の職員としての在職期間を国の職員としての基礎在職期間とする等の措置を講ずることとした。（第六条関係）

三　経過措置

1　独立行政法人種苗管理センター、国立研究開発法人農業生物資源研究所及び国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「種苗管理センター等」という。）並びに独立行政法人水産大学校（以下「水産大学校」という。）から国が承継する資産の範囲等を定めることとした。（第二三条及び第二八条関係）

2　種苗管理センター等及び水産大学校の解散の登記の嘱託等について定めることとした。（第二四条及び第二九条関係）

3　研究機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「研究・教育機構」という。）が承継する資産の評価に関し評価委員の任命等必要な事項を定めることとした。（第二五条及び第三〇条関係）

4　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二七年法律第七〇号）附則第六条第一項に規定する特例業務に関し期限等必要な事項を定めることとした。（第二六条関係）

5　研究機構及び研究・教育機構の役員又は職員についての依頼等の規制等に関する経過措置を定めることとした。（第二七条及び第三一条関係）

四　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、三の3の規定は、公布の日から施行することとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（内閣府本府）

1　行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二六年法律第六九号）の施行に伴い、所要の規定の整理をすることとした。（別表関係）

2　この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行することとした。

◇地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第八八号）（総務省）

1　特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができることとした。（第一〇条第一項関係）

2　1の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとすることとした。（第一〇条第二項関係）

3　この政令は、平成二八年五月一日から施行することとした。
